

改憲手続法案に反対する意見書

2007年4月2日

日本マスコミ文化情報労組会議（MIC）
日本ジャーナリスト会議（JCJ）
マスコミ関連九条の会連絡会
自由法曹団

1 強行採決を狙う与党

支持率が急落する安倍晋三首相は、今国会において改憲手続法案を何としても成立させようとして狙っており、そのためには与党単独採決も辞さない構えである。自民党・公明党の与党は、民主党や共産党・社民党の反対を押し切り、22日には衆議院で中央公聴会を開催し、28日には大阪と新潟の2箇所でも地方公聴会を開催した。今後は、4月5日に中央公聴会を開催することを予定している。

3月27日、自民党と公明党の与党は、改憲手続法案の修正案を提出した。メディアでは、安倍首相は4月中旬にも衆議院を通過させるよう指示していると報道されている。

しかしながら、国民の意思を正確に反映しない危険な本質は修正案においても何ら変わっていない。法案の成立は憲法改正に直結するものであり、このまま修正案が成立するならば、現在及び将来の国民にとって重大な影響を与えることとなる。

私たち4団体は、この間、メディアに携わる立場、法律家の立場から改憲手続法案の問題点について検討し、3月10日には「国民投票法の『カラクリ』～カネで変えられていいの?」と題してシンポジウムを開催した。このような検討を踏まえ、4団体として、法案の有する問題の緊急性、重大性に鑑み、改憲手続法案の問題点を指摘するとともに、重大な問題点を残したままの欠陥法案を絶対に廃案にすべきことを求め、以下の意見を表明するものである。

2 ねらいは海外で戦争ができる国

改憲手続法案は、憲法原理を破壊する改憲を目的とするものであり、既にその目的において違憲立法であり、容認できないものである。

安倍首相は任期中の憲法改正を明言しており、改憲手続法案の成立を急ぐ安倍首相の対応をみれば、この法案が単なる国民投票のシステムを定めるだけの手続法などではなく、改憲を促進するための法案であることがいよいよ明白となっている。しかも、その目指す改憲の内容は、自民党が先に発表した「新憲法草案」をみれば、憲法の基本原理、とりわけ非戦、非武装の絶対平和主義を放棄し、日本をアメリカとともに戦争のできる国にすること、そしてそのために立憲主義を破壊し、憲法を国民を縛るものに変えてしまうことにあるのは明らかである。改憲手続法案は、憲法破壊のための法案にほかならない。

3 憲法96条を蹂躪する不公正な法案

これまで国会であれこれの修正論議が行われ、与党修正案はその論議を踏まえたものとされている。しかし、修正案には国民の意思を正確に反映しえない不公正で非民主的な多くの問題点が依然として審議不十分のまま残っており、法案の危険な本質は変わっていない。

内容面の問題点は多岐にわたるが、以下4点に絞って述べる。

第1に、改憲手続法が成立すれば、法案成立後の次期国会から改憲案の発議権を持つ「憲法審査会」が設置されることとなる。「憲法審査会」を常設されれば、改憲へのルールが敷かれて、改憲への手続きが開始されることとなる。改憲手続法が成立すれば、そのまま国民投票の実施まで突き進むことになりかねないのである。

第2に、改憲のためのハードルをもっとも低く設定している点である。最低投票率の定めを設けることについては、与党と民主党は一致してこれを拒否している。その上、与党案は、「過半数」の意味を有効投票の過半数としており、民主党は、賛成票と反対票を足した「投票総数」の過半数としており、結局は

与党案と大差がない。このように有効投票の過半数という基準を採用し、最低投票率の定めもなければ、例えば、50%前後の投票率だとすると全有権者の2割台の賛成しかなくても憲法改正が成立してしまう。これでは、本来の国民の意思と投票の結果に大きな乖離が生じる危険が極めて高い。

第3に、公務員・教育者に対する運動規制が盛り込まれており、全国で約500万人にもものぼる公務員等の自由な意見表明が制限されている点である。修正案では罰則は設けないこととなったが、地位を利用した運動は原則として禁止されたままである。このため、公務員・教育者の国民投票運動は行政処分の対象になる。東京都が「日の丸・君が代」で教職員の処分を乱発したような事態も想定されかねない。また、昨年暮には「適用しない」とされていた公務員の政治活動禁止の適用除外が見送られるなど、修正案は再び規制強化の方向に進もうとしている。

憲法改正にあたってはできる限り多くの国民が自由に意見表明をなし、国民的議論を喚起すべきである。それは公務員、教育者といえども例外ではなく、禁止規定を設けること自体が重大な問題である。

第4に、改憲賛成派と改憲反対派に公正で中立な意見表明の機会が保障されておらず、メディアが改憲の道具として利用されようとしている点である。

新聞や放送に無料の意見広告を出せる主体は「政党等」やその推薦する団体に限定されている。これは、国民のあらゆる層、とくに少数意見を表明する権利を奪うことになる。テレビ、ラジオによる有料広告の公正・公平な取り扱いについては、法案の修正審議の中でも十分な議論がまったく尽くされていない。これでは、資金力のある改憲派が「カネで改憲を買う」危険は甚大である。さらに、修正案では、改憲派政党が主導する広報協議会がテレビ、ラジオや新聞で改憲案の広報広告を行うことになっており、メディアを通じた改憲キャンペーンがいっそう容易になる。

メディアを改憲の道具として利用しようとするこのような法案を、断じて許すことはできない。

以上述べたとおり、改憲手続法案には重大な問題点が多々存在し、修正案でもまったく解決していない。

本来、国民主権と民主主義の原理に立つならば、一人一人の国民が、平等に情報を得て、自由にその意思を決定し、権力によって縛られることなく行動して一票を投ずること、こうして改憲賛成の投票が有権者の過半数以上あることが国民投票制度の不可欠な内容である。「憲法改正の承認には、国民投票における国民の過半数の賛成が必要」とした憲法96条の趣旨はここにある。改憲を通しやすくする不公正・非民主的なカラクリが仕込まれた改憲手続法案は、96条の趣旨を蹂躪するものであり、その内容においても不公正、反民主的であり違憲立法であると言わざるを得ない。

4 改憲手続法案は許されない

昨今の改憲手続法案に関する報道をみると、このような法案の問題点について十分な報道がなされておらず、法案の問題点が国民に十分に知らされないままとなっている。岡山大学の野田教授を中心にして行われたシール投票において、法案の内容を示して賛否を問うたところ、法案に賛成が13%、反対が69%という結果になっている。シール投票の結果は、法案の問題点が国民に明らかになれば、法案に対する国民の批判が高まることは必至であることを示している。

法案の審議に際しては、本意見書に摘示した問題点について、国民が議論を尽くすために必要な情報が提供され、国民に開かれた審議が、十分な期間をもってなされることが重要である。このような議論のないまま、先に述べたような重大な欠陥を有したままの法案を成立させることは、日本の国民主権と民主主義に重大な禍根を残すものであり、到底、容認できるものではない。

このような改憲手続法案は、徹底審議の上、絶対に廃案にすべきである。